

令和 5 年度事業計画

はじめに

当共済会は、鹿沼市内及び市周辺の中小企業の勤労者とその家族を対象に、勤労者福祉と労働意欲の向上のため、健康でゆとりある生活が実感できるよう総合的な福利厚生事業を実施しています。

新型コロナウイルスとの併存が継続する中、先の予測がつきづらい社会情勢が依然として続き、中小企業の経営にとっても大変厳しい状況が続いております。

その中、当共済会では、入退会による会員の増減はありますが、トータルでは会員数の横ばい状態を堅持しています。

今後は、当共済会の強みと弱みを理解し、他の団体との連携・統合等も踏まえ、団体の今後の運営の在り方を検討しながら、デジタル化時代への対応を引き続き前向きに進めていきたいと考えております。

前年度は、コロナ禍の中、株式会社リロクラブ（以下「リロクラブ」という。）への加入、ラインの活用などによるサービス内容の多様化を進めてきたので、令和 5 年度はさらに進め、会員拡大に向けて事業所等の再訪問を行うなど、管理運営の効率化を図り、安定した経営基盤の構築を目指していきます。

これらの事業内容等については、会員や事業所に対しホームページ、会報、ガイドブック等で周知を図ります。

1 自己啓発及び余暇活動に係る事業

会員と同居の家族が、ゆとりある生活を実感していただけるよう各種事業を展開します。

(1) 自己啓発事業

ア 各種指定講座等受講助成

会員が、ガイドブックに掲載された通信講座で受講料が 1 万 5,000 円以上の講座を受講し、終了した場合は、受講料の一部を助成します。

イ 国家資格取得費助成

会員が、業務上必要な国家資格等を取得した場合、取得費用について年 1 回 5,000 円の助成を行います。なお、事業所が取得費用の全額を負担した場合は、事業所へ助成します。ただし、

普通自動車運転免許・二輪免許は除きます。

ウ 鹿沼市民文化センター友の会への入会

新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、先行き不透明な状況の中、当団体のサービスの在り方も見直しており、引き続き令和5年度も休会します。

(2) 余暇活動事業

ア バスツアーやレクリエーション等の実施（年4回程度予定）

会員への還元事業としてのバスツアーは、公募して選定した結果、次の5事業を予定しています。

- ・劇団四季ミュージカル「美女と野獣」鑑賞ツアー（6月25日）
- ・福島市古閑裕而記念館と日本庭園を眺めながらの和食膳（7月16日）
- ・信州満喫小さい秋みつけたシャインマスカット・プルーン狩りと栗拾い&栗おこわの昼食（9月24日）
- ・東京ディズニーシーツアー（12月3日）
（予備として）
- ・早春を訪ねる旅 三浦河津桜と佐久間ダム頼朝桜と東京湾横断から富士山（令和6年2月25日）

なお、全ての事業において、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施の有無を判断していきます。

イ 宿泊施設利用助成

国内外の宿泊施設利用について、5,000円以上の宿泊施設の利用に対し3,000円（1会員年1回）宿泊料金を助成します。

ウ 日帰り旅行の助成

会員が、旅行業者等の主催する日帰り旅行に参加した場合に、参加費5,000円以上の旅行に対し2,000円（1会員年2回）旅行費用を助成します。

また、「フレンドリーかぬま」に掲載する会員旅行業者主催のバスツアーについて、会員及び同居の家族が参加する場合は、会員本人1,000円、同居の家族500円（1ツアー先着10人まで）旅行業者に対し補助券を発行して参加費の一部を助成します。

エ 社員旅行等助成

事業所が費用の全額を負担した社員旅行等について、会員1人

当たり日帰りで５００円、宿泊で１，０００円（１事業所年１回）を事業所へ助成します。

オ 催し物のチケット割引斡旋

催し物のチケットを割引斡旋します。

カ 割引協力店及び割引提携施設等の拡大

引き続き会員事業所との割引協力を提携し、更に会員事業所のご協力をいただき、サービスの向上と店舗数の増加に努めます。

また、前年度に入会したリロクラブを活用し、会員サービスの多様化を進め、会員数の増加を図っていきます。

キ ディズニーリゾートコーポレートプログラムに加入し、団体特別契約を締結して入場料（助成金１会員当たり年１，０００円券を５枚）の助成を行います。

２ 健康維持増進に係る事業

会員が、健康に働き続けられるよう各種事業を展開します。

(１) スキー場リフト券購入の助成（契約スキー場）

スキー場のリフト券助成として、スキー場のリフト券がネット価格より安く買える補助券を、１会員当たり１枚５００円券を年１０枚まで発行します。

(２) 健康診断等受診料助成

ア 生活習慣病予防健診

生活習慣予防健診（３５歳以上）を一般健診（基礎健診）と付加健診（オプション健診）に区分けして助成します。一般健診部分は事業所へ会員１人につき１，０００円を、付加健診部分は会員が総額５，０００円以上を自己負担した場合に限り、負担額に応じて会員本人に助成します。その詳細は、下表のとおり。

健診の種類	対 象	助成金
一般健診	事業所へ助成	１，０００円
付加健診 （会員本人 負担部分の み）	①会員本人（本人負担が５，０００円以上１０，０００円未満）	２，０００円
	②会員本人（本人負担が１０，０００円以上）	５，０００円
②の場合で、年度末年齢４０歳・５０歳・６０歳の会員（節目健診）		１０，０００円

※ 1 35歳未満の受診者には、定期健康診断として事業所に会員1人につき1,000円を助成します。

※ 2 付加健診部分について、事業主が全額負担した場合は助成できません。また、一部負担した場合は、その額を差し引いた会員の自己負担額に応じて助成します。

イ 人間ドック・脳ドック

会員が人間ドック・脳ドックの費用を自己負担した場合に限り、負担額に応じて下表のとおり会員本人に助成します。

会員本人の自己負担額	助成額
① 5,000円以上10,000円未満	2,000円
② 10,000円以上	5,000円
②の場合で、年度末年齢40才・50才・60才の会員（節目健診）	10,000円

ウ インフルエンザ予防接種料助成

来年2月までに会員本人が受けた2,000円以上のインフルエンザ予防接種について、会員本人に助成金を給付するとともに、事業所が全額負担した場合は、会員1人につき500円を事業所へ助成します。

エ 健康補助品等配布

全会員への還元事業として、薬、米、健康補助券等の配布事業を実施します。また、健康補助券の提携店舗を増やし、より一層拡充に努めます。

オ 飲食品等購入助成

会員事業所の協力を得て、会員限定で販売する飲食品等の購入料金の一部を助成します。

3 生活安定に係る事業

会員が、安定した生活を送れるよう各種事業を展開します。

(1) 給付事業

会員が、安心して働ける環境づくりのために、祝金以外は一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）と「自治体提携慶弔共済保険」を契約し、給付事業を行います。

(2) 給付内容

(円)

給 付 事 由			給付金額
死亡保険金 (会員)	疾病による死亡	71歳未満の会員	100,000
		71歳以上の会員	50,000
	不慮の事故による死亡		100,000

死 亡 弔 慰 金 (親族の死亡)		配偶者	50,000
		子	10,000
		親	10,000
傷病休業保険金 (会員)		休業 14日～29日	10,000
		休業 30日～89日	15,000
		休業 90日以上	20,000
住 宅 災 害 保 険 金	火 災 等 (建物・家財)	50%以上の損害	300,000
		30%以上50%未満の損害	210,000
		20%以上30%未満の損害	150,000
		20%未満の損害	60,000
	自 然 災 害 (居住建物)	70%以上の損害	90,000
		20%以上70%未満の損害	45,000
		20%未満の損害	9,000
		床上浸水	18,000
	住宅災害による同居親族の死亡弔慰金		20,000
	祝 金	会員の結婚祝金	10,000
		会員の子の出生祝金	10,000
		会員の子の入学祝金 (小学校・中学校)	5,000
		会員の二十歳の祝金	5,000
		会員の還暦祝金	10,000

(3) 団体契約保険

全福センターを通じ、又は保険会社との団体契約を積極的に進め、会員が割安な金額で保険に加入できるようにし、生活安定の向上を図ります。

- ・全福ネット入院あんしん保険
- ・ずーっとあんしん共済
- ・フレンドーかぬま生命共済（令和5年度から開始）

(4) 中小企業退職金共済事業本部からの委託業務

会員事業所へ、中小企業退職金制度への加入を紹介します。

4 その他の事業

(1) 広報活動

会報紙『フレンドリーかぬま』を原則年6回発行するほか、年度当初に「年度版ガイドブック」を会員に配付し、ホームページを活用しながら福利厚生事業内容の周知及び各種制度の利用の向上を図ります。

また、ライン公式アカウント導入により、情報発信の幅を広げ、より身近なサービスセンターとしての働きかけをしていきます。

(2) 物品斡旋補助

会員の生活安定と健康維持のために必要となる物品を随時斡旋するとともに、購入料金の一部を助成します。

(3) 会員の拡大

ア 事務局職員による未加入事業所の勧誘訪問を積極的に実施して、会員拡大に努めます。また、福利厚生制度の拡充が必要な市の会計年度任用職員の加入促進を働きかけていきます。

イ 会報誌、加入案内パンフレット、ガイドブックやホームページ等の様々な広報媒体や会合等の機会を活用し、知名度の向上と加入促進を図ります。

ウ 会員及び会員事業所による紹介・加入促進月間運動を展開します。

(4) 他の共済会等の連携

ア 一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（「全福センター」という。）を通じて、他の共済会との情報収集

・交換を図ります。

イ 全福センター北関東ブロック会議等（茨城・栃木・群馬・埼玉の４県）で更なる情報交換を行い、割引施設などの共同化を図りサービス向上に努めます。

ウ 栃木４共済会（小山・栃木・両毛地区・鹿沼）の合同事業を行うとともに、４共済会のスケールメリットを生かした福利厚生事業の展開を図ります。

(5) その他

ア ペイペイ等の電子マネーの導入など業務のＤＸ化を推進していきます。

イ 公益財団法人としての公益性と安定した財政基盤の確立とのバランスをとりながら、サービスを受ける会員及びサービス提供を行う事業所をさらに拡大し、幅広い事業の展開に努めていきます。

ウ 長期視点に立ち、鹿沼商工会所、栗野商工会等との連携・協議を行いながら、今後の当共済会の運営等の在り方を検討していきます。

5 収益事業

(1) 斡旋手数料等

ア 生活の安定と健康維持のため、必要となる物品を随時斡旋します。その際に、内規に基づき、物品納入事業者から一定の手数料を徴収します。

イ 折込みチラシの募集、受託プレイガイドを活用して、収益の増加を図ります。